

都道府県労働局労働基準部
健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(契 印 省 略)

衛生管理者の選任・定期巡視について (質疑応答)

労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。) は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制等の規定を適用することにしており、法による事業場の適用単位の考え方は、労働基準法における考え方と同一とされているところである。

具体的には、事業場の範囲について、「労働安全衛生法の施行について」 (昭和 47 年 9 月 18 日付け発基第 91 号) において、「ここで事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のごとく一定の場所において相関連する組織のもとに継続的に行なわれる作業の一体をいう。したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によつて決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とするものである。(略) 場所的に分散しているものであつても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うものとする。」とされている。

今般、衛生管理者の選任・定期巡視について、事業者から本省に照会があり、下記のとおり回答をしているところ、事業者に対する周知、指導時等に参照されたい。

記

問	<p>弊社では、場所的に分散している離島等の出張所、支店等 (以下「出張所等」という。) について、監督署の指導に従い、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構において業務に従事する労働者 1 名を衛生管理者として選任し、当該衛生管理者が、直近上位の機構と離島等の出張所等を、一括して巡視することとしている。</p> <p>この取り扱いについて、従前どおり、直近上位の機構において業務に従事する労働者 1 名を衛生管理者として選任しつつ、離島等の出張</p>
---	---

	<p>所等において業務に従事する労働者も、追加で衛生管理者として選任することとし、当該離島等の出張所等の巡視については、当該離島等の出張所等における衛生管理者が行うこととして差し支えないか。</p> <p>なお、当該巡視の結果報告のほか、必要な対応が生じた場合には、直近上位の機構における衛生管理者と当該離島等の出張所等における衛生管理者とが連携して対応することとする。</p>
答	<p>貴見のとおり取扱うこととして差し支えない。</p> <p>※ 一の事業場であるか否かは、「労働安全衛生法の施行について」（昭和47年9月18日付け発基第91号）において示す考え方に従い個別具体的に判断されるものであること。</p>